

「『I love 大阪湾』短尺シリーズ動画の企画・制作及び動画を活用した広報戦略立案業務」の公募に関する質問への回答

番号	質問日	項目	質問	回答
1	4月28日	公募要領について	応募書類のイ 企画提案書（様式2）提出フォーマットはA4サイズファイルであれば形式は自由形式でいいの。それとも規定の形式でないといけないの。	様式2に示した必要事項が記載されていれば企画提案書のページ、サイズ等様式については自由とし、写真・図表等の使用も可。 なお、様式2の必要事項（アピールポイント欄の各項目含む）について記載されていなければ無効となる。
2	4月30日	公募要領について	今回の企画提案に参加するには、『大阪府入札参加資格』は必要か。	大阪府入札参加資格を持たない者も応募可能である。ただし、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者は欠格とする。
3	4月30日	公募要領について	企業共同体で参加する場合、 1. 法人登記簿謄本 2. 納税証明書 3. 財務諸表写し 4. 障害者雇用状況報告書 は代表構成員（代表会社）だけでなく、各構成員（各会社）分が必要なのか。	各構成員分が必要。
4	4月30日	仕様書について	制作する動画の『英語版』は、ナレーションも英語にする必要があるのか。それとも、日本語のナレーションを英語のテロップで表記するだけでいいの。	字幕等の文字情報のみでよい。 なお、仕様書「5. 事業内容及び提案を求める事項」（1）⑨に記載のとおり、字幕等の文字情報については、映像との調和を考え、デザインについて工夫すること。
5	4月30日	仕様書について	最終成果物以外の映像素材も、納品するとのことだが、その時の納品形態に指定はあるのか。	仕様書「6. 納品」の（2）納品形式に記載のとおり。
6	4月30日	仕様書について	検証用動画の大まかな 1. 動画尺 2. 映像イメージ 3. 納品時期は。	本業務においては、検証用動画の広報戦略及び検証方法並びにそれらを踏まえた事業スケジュールについても提案することを求めている。動画の尺、映像イメージ、納品時期は、その提案内容によって異なる。 事業者においては、啓発効果の検証及びその結果の反映にあたりどのような形が最も効果的であるのかを提案してもらいたい。 （参考） ・5～10本の動画全てを検証することも、一部の動画のみ検証することも可能。 （啓発効果の検証およびその結果の反映という業務内容に合う検証方法となっているかに留意すること。） ・ほぼ完成に近い形の動画で検証することも、ある程度作成した段階の動画で検証することも可能。 ・時期をずらし、複数回に分けて検証を行うことも可能。（一部を先行し検証する等） ・動画の尺について、複数パターン作成し、検証することも可能。 ・適切な広報戦略を探るため、動画を各発信方法に適した形に複数パターン作成し、検証することも可能。 ・同じ動画について、検証結果を受け修正後、再び検証することも可能。（検証回数に制限は設けていない） ・その他、様々なパターンが可能。（疑義がある場合は質問すること。なお、質問内容についてはQ&Aとして公表するので留意すること。）
7	4月30日	仕様書について	完成までに定期的に（一月間に1回以上）試作映像を提出とあるが、毎回それぞれに試作映像を作る必要があるのか。	試作映像は、本業務の実施状況の確認及び発注者が修正指示の機会を得るためのもの。よって、例えば事業スケジュール上、映像が作成途中の段階の場合は、その段階で作成途中の映像を提出すればよい。
8	4月30日	公募要領について	『企画提案書』は様式2以外の、任意のパワーポイント資料でも可か。	可とする。質問番号1への回答を参照すること。なお、プレゼンテーション審査ではプロジェクター等の機材は使用できないので留意すること。
9	4月30日	公募要領について	【様式2】企画提案書の補足として、パワーポイントを別添することは可能か。	企画提案書において、パワーポイント形式の使用を可とする。（企画提案書の補足という形ではなく、企画提案書の中に含めること。） 質問番号1・8への回答も参照すること。
10	4月30日	仕様書について	仕様書P2（2）発信する媒体の例としてポスター等があるが、ポスター制作は受託金額内となるのか。	本事業では、動画の企画・制作及び広報戦略の立案を主な業務内容としており、完成映像の発信は本事業の対象外である。 よって、完成映像の発信のためのポスター制作も、本事業の対象外である。 （動画や広報戦略をより良いものにするため、事業の一環として受注者には啓発効果の検証及び結果の反映を行ってもらうが、最終的な完成映像の発信は、本事業終了後、発注者が行う。） なお、啓発効果の検証に当たり、受注者がポスターでの発信効果の検証を行うことが有効と考える場合は、仕様書2ページ(3)②「検証用動画の発信方法等については受注者の提案に基づき受注者と発注者が協議の上決定すること」とのとおり、別途協議の上、委託金額内で制作することが認められる場合がある。
11	4月30日	仕様書について	制作する短尺シリーズ動画の、想定尺はあるか。	合計5本から10本程度の短尺シリーズ動画となっていれば、尺の長さの指定はない。 提案内容（広報戦略等）を踏まえ、事業者が最適と考える尺の長さで提案してもらえばよい。

「『I love 大阪湾』短尺シリーズ動画の企画・制作及び動画を活用した広報戦略立案業務」の公募に関する質問への回答

12	5月6日	公募要領について	応募事業者が代表取締役で、構成員が支店となる場合は、「共同企業体」という扱いになるか。 共同企業体の場合は、様式5～8の書類提出要という認識でいる。 応募事業者が代表取締役で、構成員が支店となるが「共同企業体」にはならない場合は、様式7と様式8-1もしくは様式8-2の提出は不要か。	質問文中の「支店」は「代表構成員の支店」という意図と解して回答する。 構成員が代表構成員の支店である場合は、共同企業体として扱う必要はない。共同企業体でない場合は、様式5～8は不要。 なお、支店と称していたとしても、実態が子会社である場合は共同企業体扱いとなるので注意すること。 共同企業体の場合は、様式5～8に加え、公募要領4(1)キ～サに記載の書類について、全構成員分の提出が必要なので注意すること。また、構成員に過去（公募開始日より前3年以内）に実施した類似の映像制作を行った実績がある者がいる場合は、工について、当該構成員分も提出すること。
13	5月6日	仕様書について	仕様書1ページ 1-6 ドローン等の撮影に係る各撮影場所での許可等はどうか。大阪府市の管轄エリアは（大阪府）それ以外の公共箇所は（受託者）で調整するのか。	全て受注者で調整すること。 なお、発注者が許可等の申請を行うことで利用料等が減免や無料になる場合は、当該手続きについて協力することは可能。その場合も、可能な限りの調整は受注者が行うこと。仕様書4ページ(5)③も参照すること。
14	5月6日	仕様書について	仕様書2ページ 1-9 海洋プラスチックごみ問題や環境政策に関する学識者は基本受託者で提案するのか。発注者の方から紹介があるのか。	受注者が提案し、発注者と協議の上、決定することとなる。
15	5月6日	仕様書について	仕様書2ページ 1-10 立案した広報提案の内容を検討し、府が実際に広報展開を行うのは令和4年度実施予定か。それとも令和3年での実施か。	令和4年度以降を予定。
16	5月6日	仕様書について	仕様2ページ 2-1 啓発効果の検証にあたり、本業務における完成品をもって行うのか、または本業務の内容の仮素材（検証用として）で行うのか。それとも効果測定のため別物で検証するのか。また、検証にあたっては、広報立案する媒体の一部での検証でよいか。	啓発効果の検証方法については、事業者にて、啓発効果の検証及びその結果の反映にあたりどのような形が最も効果的であるのかを検討し、提案してもらいたい。 質問に記載の方法はいずれも必ずしも除外されるものではないが、「啓発効果の検証およびその結果の反映」は最終的な納品物（完成映像や広報戦略）をより良いものにするのが目的であるので、その観点から、最適な検証方法となっているかを検討の上提案すること。 提案内容は審査対象となることに留意すること。 また、質問6への回答も参照すること。
17	5月6日	仕様書について	仕様書3ページ (1) 具体的に発注者の保有する写真などは、できればどんなものがあるのか教えていただきたい。	発注者が保有する写真は、基本的に、発注者自身が行った調査や事業等についての写真。 例えば、大阪湾の海岸にプラスチックごみが漂着している写真や、府市共同による「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」の宣言式の写真等。 ※上記の写真は、大阪府仕様書8ページ【参考資料】に記載のウェブページ「・大阪府ホームページ『海ごみ対策』」「・おおさかプラスチックごみゼロ宣言」にも掲載されているので参照されたい。
18	5月6日	仕様書について	英語版はテロップのみでナレーションなしで問題なしか。それとも英語版は字幕のみで日本語ナレに対する翻訳表示と考えるか。音声も英語が必要か。	作成する動画の内容・構成やデザイン等を考慮し、視聴者が内容を理解する上で最適な形であればいずれでもよい。 なお、英語音声はなくてよい。質問4への回答も参照すること。
19	5月6日	仕様書について	映像の入手先とのことだがいわゆるアマナやグッティなどに代表される素材リース会社以外の提案か。	映像素材の入手先については、素材リース会社等も含めて提案すること。 提案にあたっては、仕様書4P(5)「②著作権及び使用料等について」やその他の事項を満たせるかどうか確認すること。
20	5月6日	仕様書について	仕様書3ページ (2) （発注者による追加的な支出を要しないものを基本とする）とあるが、公共、レジャー施設、スタジアム、駅、モールなど 基本は掲出料金が発生しますが、この予算は今回予算のなかで捻出するのか。	完成映像の発信は本事業の対象外である。 本事業終了後、発注者が実施する完成映像の発信において、発注者が追加的な支出を要しないものを基本とし、広報戦略を検討すること。（発注者が利用できる媒体（twitter、YouTube等）や、施設、企業等の協力によって推進する等） 質問10への回答も確認すること。
21	5月6日	仕様書について	今回の広報戦略立案にあたり、予め各施設・各媒体に協力を要請し、無償貸与などの約束を取り付けておくことまでが必要か？その場合府の持つ掲出媒体などへの予めの協力可否の確認の際、環境農林水産部環境管理室様のお名前と本業務の趣旨を伝えてよいか。	本事業への応募時と、最終的に広報戦略立案書を納品する際の2パターンに分けて回答する。 (1) 応募時 施設、企業等の協力による広報戦略を提案したい場合に、それらの施設に予め協力を要請し約束を得ておくことは、必須要件ではない。ただし、公募要領7(2)審査基準・発信に記載のとおり、「発注者による追加的な支出を要しないものが基本とされているか」は審査の対象となるので留意すること。（施設、企業等の協力による広報ではなく、発注者の追加的な支出を要する可能性がある場合は、それも審査対象となる。） 審査過程において、委員から施設・企業等の協力の詳細について質問する可能性がある。 (2) 広報戦略立案書最終納品時 提案内容は実現可能なものでなくてはならない。よって、提案内容が、事前の協力要請や約束がなければ実現できない可能性があるものなのであれば、質問の通り、予め調整しておく必要がある。 なお、施設、企業等に協力を要請する場合、いずれの時点においても、発注者と本業務の趣旨について伝えてよい。
22	5月6日	仕様書について	仕様書4ページ-5 具体的に発注者の保有する写真などは、できればどんなものがあるのか教えていただきたい。例えば海遊館など。	質問17への回答を確認すること。 他企業の写真については、事業者が直接、当該企業と調整すること。

「『I love 大阪湾』短尺シリーズ動画の企画・制作及び動画を活用した広報戦略立案業務」の公募に関する質問への回答

23	5月6日	仕様書について	仕様書8ページ 参考資料hpのデータ及び写真などはお借りできるという理解でいいか。	発注者自身が行った調査や事業等についての写真については提供可能。 ただし、他者が保有する写真を引用している場合もあるため、その場合は、受注者自身で著作権等の了承を得る必要がある。 なお、発注者が保有する写真等については、具体的な用途等を示して、事前に申し出ること。 (参照箇所) 仕様書8ページ【参考資料】 「他者が保有するものを使用する場合は、「(3)②著作権及び使用料について」の項目に従うこと。」 ⇒「(3)②著作権及び使用料について」第5項 「・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。」
24	5月7日	公募要領について	公募要領 P.3(2)応募書類 ク ①法人登記簿謄本 ケ 納税証明書 の提出について、原本もしくはコピーのどちらが望ましいか。	原本を提出すること。
25	5月7日	仕様書について	書類には要相談とあるが、短尺とは、どの位の長さを考えているか。例えば、1分、5分程度、等。	質問11への回答を確認すること。
26	5月7日	仕様書について	全体構成デザインとは。	本業務では短尺動画を5〜10本程度、シリーズになるよう作成してもらうこととしているが、そのシリーズ全体の構成がわかるもの。
27	5月7日	仕様書について	映像素材の入手先、写真の入手先。これらの映像・写真を使用するという前提でシナリオ案を制作するということが。	質問の主旨は、他者が保有する映像素材・写真を使用することが必須かどうか確認するものと仮定し回答する。 全て受注者自身で映像や写真を撮影し、他者のものを使用しないのであれば、その旨記載すればよい。(他者が保有する映像素材・写真を使用することは必須ではない。)
28	5月7日	仕様書について	使用画像、動画を大阪府で持っている部署や団体はあるか。	質問文中の「使用画像、動画」は「本事業に使用可能な画像・動画」という意図と解して回答すると、 本事業の担当部署(大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課)や、当事業に関連した事業を行う部署(大阪府環境農林水産部エネルギー政策課等)が想定される。 関連団体(独立行政法人等)が有する画像や動画も使用できる可能性はあるが、具体的に画像を明示の上、実際に調整を行ってみたいことには、使用できるかどうかは不明。 質問17・23への回答も確認すること。
29	5月7日	仕様書について	シナリオ案の中に、啓発活動を撮影や写真提供の場合、そこに映っている不特定多数の人々の2次利用についての承諾はどうすればよいか。	撮影した動画や提供された写真を本事業に使用する際、肖像権や著作権について承諾を得る必要があるものについては、承諾を得た上で使用すること。
30	5月7日	仕様書について	啓発活動、バーベキュー、潮干狩り、海水浴の撮影など、コロナ禍での制限が出る可能性が出てくると思うが、シナリオ案に影響が出てくると思うが、どのように考えているか。	新型コロナウイルス感染症の影響により、撮影に制限が生じるシーン等を含むシナリオ案を予定される場合、感染拡大防止に向けた政府及び撮影地等の自治体の要請、並びに下記業種別ガイドラインに則り、実施可能な形で提案が必要と考える。 内閣官房ホームページ 業種別ガイドライン (https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf)
31	5月7日	仕様書について	課題解決に取り組んでいる民間企業の出演や撮影は大丈夫か。具体的に企業名や場所がわかり、一つの企業に特化することは大丈夫か。	民間企業の出演や撮影は可とする。企業名や場所がわかることも可とする。 ただし、様々な民間企業の取り組みがある中、とりあげる企業が1つのみであることは、特定企業の宣伝を目的とした内容になっていないか等、本事業の目的に則した適切な内容が審査される可能性もあるので留意されたい。(提案自体は可。)
32	5月7日	仕様書について	締結期間とは。発信する媒体も含めるのか。(例えば、サイネージの使用が終了する期間。)	質問文中の「締結期間」とは、仕様書1ページ「3.契約期間」を指しているとして回答する。 本事業では、動画の企画・制作及び広報戦略の立案を主な業務内容としており、完成映像の発信は本事業の対象外である。 よって、契約期間に完成映像を発信する期間を含める必要はない。 質問10・15・20への回答も確認すること。
33	5月12日	仕様書について	「様式2 企画提案書」の(1)「動画の企画・制作について」の項目 動画の内容(全体構成デザイン・・・シナリオ、ナレーション・・・)となっているが、これは制作する全動画の“台本”に近い物を提案する必要があるのか、それともその内容に関する要点やアピールポイントを提案すればいいか。	様式2に示した必要事項が記載されていれば、いずれの形も可とする。
34	5月13日	公募要領について	応募書類の中にある「財務諸表の写し」に関して、最近1か年のものとなっているが、弊社株主総会が終わる5月28日までは2020年度のものは外部に出せないことになっている。 については2019年度の財務諸表写しを提出しても問題ないか。	2019年度の財務諸表写しを一旦提出の上、2020年度の財務諸表写しを5月31日までに提出すること。この場合、2019年度の財務諸表写しは返却しない。
35	5月13日	公募要領について	大阪府入札参加資格をもっているが、今回の提出物で省略できるものはないか。	大阪府入札参加資格を持つ場合も、全ての応募書類を提出すること。
36	5月13日	公募要領について	「納税証明書」について、コピーは手元にあるが、原本はすぐに用意できなく、5/24までに間に合わない見込みである。 この場合、提出タイミングではコピーを出し、後日原本届き次第、差し替えをお願い出来ないか。	納税証明書(未納がないことの証明)について、原則原本を提出することとするが、応募締め切りに間に合わないといった事情がある場合に限り、応募段階では写し(発行日から3カ月以内のもの写し)を提出し、後日原本を提出することを認める。この場合、写しは返却しない。 なお、この場合も、5月31日までに原本を提出すること。

「『I love 大阪湾』短尺シリーズ動画の企画・制作及び動画を活用した広報戦略立案業務」の公募に関する質問への回答

37	5月14日	公募要領について	公募要項の提出資料に様式11「暴力団関係」の書類は必要か。	公募要領7ページ「8 契約手続きについて（3）」に記載のとおり、契約手続き時に提出が必要な書類。
----	-------	----------	-------------------------------	--